

椋山女学園電子情報資産区分ガイドライン

平成19年10月26日制定

(趣旨)

第1条 このガイドラインは、椋山女学園電子情報セキュリティ規程（平成19年規程第18号）第2条第1号の規定に基づき、情報資産の重要度に応じた適切な管理を行うため、情報資産区分（以下「情報資産区分」という。）に関して必要な事項を定めるものとする。

(情報資産区分)

第2条 情報資産は、次に規定する機密性及び完全性・可用性の各レベルにより区分する。

(1) 機密性レベル基準

レベル	機密性
1	漏洩・流出による影響なし。
2	漏洩・流出により、個別業務に影響する。又は、学園イメージが低下する。
3	漏洩・流出により、広い範囲の業務に影響する。又は、学園イメージや信頼が大きく低下する。
4	漏洩・流出により、全ての業務に影響する。又は、学園イメージや信頼が非常に大きく低下し、受験者減少等の問題が発生する。
5	漏洩・流出により、事業継続に影響を与え、学園の存続に関わる甚大な損害が発生する。

備考 機密性レベル判定補足事項

- 1 住所、電話番号等を含む個人情報、レベル3以上として取り扱う。
- 2 試験解答などは、レベル3以上として取り扱う。ただし、個人を特定できない状態で管理する場合は、レベル2とする。
- 3 個人情報を含まない個人の研究データは、学園の管理対象外とし、自身の責任で管理する。
- 4 入試問題は、漏洩等の影響が多いため、作成途中も含めレベル4とする。
- 5 機密性レベル5の情報は、一般にはその存在も知りえないレベルの情報が対象となる。

(2) 完全性・可用性レベル基準

レベル	完全性・可用性
1	改ざん、誤記等により、特に業務には影響しない。 長期間利用できない状態が発生しても特に影響はない。
2	改ざん、誤記等により、一部の業務に影響する。 1週間を超えて利用できない状態が発生すると、一部の業務に影響する。
3	改ざん、誤記等により、部門の業務に影響する。 1日利用できない状態が発生すると、部門の業務に影響する。
4	改ざん、誤記等により、学園全体の業務に影響する。 業務時間中に利用できない状態が発生すると、学園全体の業務に影響する。
5	改ざん、誤記等により、学園の存続に関し影響する。 業務時間中利用できない状態が発生すると、学園の存続に関し影響する。

備考 完全性・可用性レベル判定補足事項

- 1 ホームページのトップページは、完全性レベル4とする。
- 2 ホームページの入試合格情報等は、完全性レベル4とする。
- 3 ホームページの学部トップページは、完全性レベル3以上として取り扱う。
- 4 通常業務で使用しているファイルサーバは、可用性レベル3以上として取り扱う。

(情報資産区分の判定)

第3条 前条の機密性及び完全性・可用性レベルの判定は、電子情報セキュリティ管理者が行う。

付 記

このガイドラインは、平成19年10月26日から実施する。